

使用者の安全予防策(要約)

この表は要約を示したものであり、完全な要求事項についてはJIS C 6802(2005)、IEC60825-1(2001)を参照下さい。

M1-018-400

要求事項条項	クラス分け						
	クラス1	クラス1M	クラス2	クラス2M	クラス3R	クラス3B	クラス4
危険度の説明 8. 2	通常の運転条件下で安全なレーザー。光学機器でビーム内観察をしても危険でない。(おおむね0.39mW以下)	302.5-4000nmの波長範囲、通常の運転条件下(100mm裸眼)で安全なレーザーだが、光学機器で観察は危険な可能性有。 平行光: 14mm7φ <クラス1 発散光: 2m50φ <クラス1	400~700nmの波長範囲の可視光レーザーで、まばたき反応で目が保護できる。(おおむね1mW以下)	400~700nmの波長範囲の可視光レーザーで、(100mm裸眼)まばたき反応で目が保護できるレーザーだが、光学機器で観察は危険な可能性有。 平行光: 14mm7φ <クラス2 発散光: 2m50φ <クラス2	直接ビームを見ると危険になることがある。(おおむね5mW以下)	直接ビーム内観察は通常危険となるレーザー。(おおむね0.5W以下)	危険な拡散反射を発生するレーザー。皮膚障害や火災発生の危険がある。(おおむね0.5Wを超える)
レーザー安全管理者 10. 1	必要でないが、レーザービームの直接観察を伴うアプリケーションの場合に配置することを推奨する。				可視光の場合は必要ないが、配置を推奨する。非可視放射の場合には必要である。	必要	
リモートインターロック 10. 2	不要					部屋又はドア回路に接続する。	
かぎ(鍵)による制御 10. 3	不要					使用していないときはかぎを抜いておく。	
ビーム減衰器又は遮光器 10. 4	不要					不注意な被ばくを避ける。	
放出標識装置 4. 6	不要				非可視レーザー放出の警告表示に従う。	レーザー放出の警告表示に従う。	
警告標識 10. 5	不要					警告標識の掲示に従う。	
ビーム光路 10. 6	不要	クラス3Bと同様な処置が求められることがある	不要	クラス3Bと同様な処置が求められることがある	非可視レーザー放出の場合、有効な長さの端でビームを吸収体等で終端する、又は目の位置より高か低くか低くし、可能な限り囲う。	有効な長さの端でビームを吸収体等で終端する、又は目の位置より高か低くし、可能な限り囲う。	
鏡面反射 10. 7	要求事項なし	クラス3Rと同様な処置が求められることがある	要求事項なし	クラス3Rと同様な処置が求められることがある	意図しない鏡面反射を回避する。		
目の保護 10. 8	要求事項なし				非可視レーザー放出の場合で、技術上及び管理上の手順が実行できない場合は必要。	技術上及び管理上の手順が実行できない場合は必要。	
保護着衣 10. 9	要求事項なし					時には必要	特別な注意を払って必要。
訓練 10. 10	要求事項なし	クラス3Rと同様な処置が求められることがある	要求事項なし	クラス3Rと同様な処置が求められることがある	全ての運転員及び保守要員に必要		